

平成24年度

居宅介護支援
(各居宅サービス編)

集団指導資料



平成25年2月5日

岡山市保健福祉局事業者指導課



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

目 次

日時：平成25年2月5日（火）

場所：岡山ふれあいセンター大ホール

【資料1】	高齢者福祉課から	1
	・市の独自事業について	
	・地域包括支援センターについて	
	・成年後見制度について	
	・高齢者虐待について	
【資料2】	訪問介護・訪問入浴介護について	14
【資料3】	通所介護について	71
【資料4】	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、 通所リハビリテーションについて	80
【資料5】	短期入所生活（療養）介護、特定施設の短期利用について	91
【資料6】	定期巡回・随時対応型訪問介護看護について	97
【資料7】	障害福祉サービスについて	108
【資料8】	介護保険サービスの人員、設備及び運営に関する基準等に係る 条例制定について（平成25年4月1日施行）	

※資料8については、下記アドレスからダウンロードできます。

なお、資料8については、当日の進行状況によっては説明できない場合がありますので、ご了承ください。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00070.html

○ 一人暮らし高齢者等配食サービス

食事の準備や調理を十分にできない高齢者に対してお昼のお弁当を配達します。援助の必要な高齢者等の食生活の安定、栄養バランスの補足、安否確認等を目的としています。

岡山市社会福祉協議会に委託している「ひまわり給食」と民間業者に委託している「まごころ給食」があります。

対象者

市内に居住する65歳以上の虚弱な高齢者等で自分で調理することが困難な方または援護が得られないひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方等。

配食日

月曜日から金曜日の間で希望する日
ただし、祝日、お盆、年末年始はお休みです。

利用料

1食 350円(消費税込み)
利用者の方は350円を直接業者へ支払います。

実施地区

<ひまわり給食>

高島・吉備・福南・建部の4中学校区、芥子山・三勲・石井・三門の4小学校区

<まごころ給食>

岡北・足守・香和・西大寺・上道・東山・竜操・興除・藤田・高松・富山・妹尾・福田・桑田・京山・中山・福浜・芳泉・光南台・岡輝・山南・上南・芳田・操南・瀬戸・岡山中央・石井(大野小学校区に限る)・御南・御津・操山(宇野小学校区に限る)・旭東(古都・可知小学校区に限る)・灘崎の32中学校区

問い合わせ先

<ひまわり給食>

岡山市社会福祉協議会

<まごころ給食>

各地域包括支援センター

○ 緊急通報システム

ご家庭でからだに異常を感じたり、突発的な事故などのため、緊急に助けを求めたいときに、首にかけているペンダントのボタンを押すと、岡山市消防局内の緊急通報センターが通報を受信して安否確認の電話をいれます。

電話に出られないとき、また出られても助けを必要とするときは、救急車が出動したり、申請時に登録した協力員が高齡者宅にかけつけて、速やかに救助活動を行い日常生活の安全を確保します。

対象者

自宅に電話があり、原則として市内居住の3人の近隣協力員が得られる方で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齡者
- (2) 60歳以上65歳未満のひとり暮らし高齡者で病弱な者
- (3) 65歳以上の者のみの世帯に属する寝たきり又は病弱な者
- (4) 重度身体障害者等と65歳以上の病弱な高齡者のみの世帯に属する者

申請方法

近隣の親戚、知人等の中から3名の協力員を確保し、申請書に地区民生委員の確認印をもらったうえ、所轄の福祉事務所の窓口申請します。

装置の設置

利用決定者には、申請から約2ヶ月以内に緊急通報装置を設置します。

費用負担

- ・ 生計中心者の課税状況(所得税)に応じて設置費用の全部または一部と電池交換費用を負担していただきます。(生計中心者が非課税の世帯は無料)
- ・ 通話料は自己負担となります。

問い合わせ先

- 各福祉事務所
- 高齡者福祉課

○ 日常生活用具の給付

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付します。

対象者

65歳以上の高齢者で、ひとり暮らしの方など

品 目

- (1) ひとり暮らしの方など・・・ 電磁調理器、電子レンジ
- (2) 寝たきり以外の方・・・ 老人用手押車、杖

申請方法

所轄の福祉事務所の窓口に申請します。

費用負担

- ・ 生計中心者の課税状況(所得税)に応じて費用の全部または一部を負担していただきます。(生計中心者が非課税の世帯は無料)
- ※購入金額によっては自己負担額が生じるので購入前に福祉事務所に申請してください。

問い合わせ先

- 各福祉事務所

岡山市 地域包括支援センター



「このまちで いつまでも元気に暮らしたい」
そんなあなたを応援します。

•どんな福祉サービスがあるの？
•介護保険を利用したいけどどうしたらいいの？

家族がいないので、この先の
生活やお金の管理が心配

いまの健康を維持したい

近所のおばあさんがゴミの
始末に困っているみたい

訪問販売にたびたび
来られて困ってしまう

近所のおじいさんが
虐待を受けているようだ

•離れて暮らす両親のことが心配
•どこに相談していいのかわからない

•最近つまずきやすくなったなあ
•転ばないように手すりを付けてもらいたい

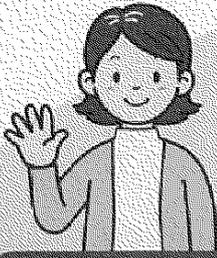
高齢者に関する様々なご相談をお受けしております。

設置・運営は岡山市が(株)岡山市ふれあい公社に委託しています。

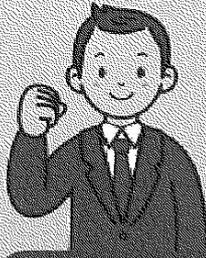
発行：岡山市／岡山市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、

地域で暮らす高齢者のみなさんを保健・医療・福祉・介護などさまざまな面から総合的に支える機関です。



保健師・看護師



社会福祉士

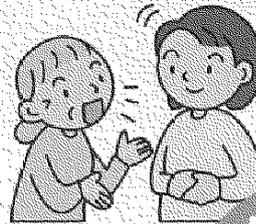


主任ケアマネジャー等

私たちが皆さんの
ご相談をお受けします。

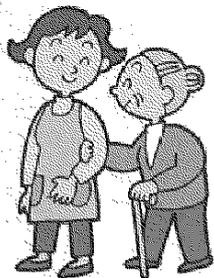
高齢者よろず相談窓口です。

- 介護に関すること、健康づくりに関することなどお気軽にご相談下さい。
- 必要なサービスや制度の紹介などをいたします。状況に応じて、医療機関や町内会、安全・安心ネットワーク、民生委員など、専門機関や地域の方々とともに、安心してその人らしく生活を続けられるよう支援します。



地域包括支
こんな仕事を

地域での介護予防活動を応援します。



介護予防教室の開催

「できるだけ要介護状態にならない」
「悪化しない」を目標に、介護予防教室を通じ、
みなさんの介護予防のお手伝いをしています。

介護予防ケアプランの作成

生活機能が低下している方や、介護認定が
要支援1・要支援2の方のケアプランを作成し、
自立に向けた介護予防サービス利用を支援し
ます。



高齢者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

住民の方々と共に、地域が抱える高齢者に関する問題を共有、地域福祉の情報を集約し、課題解決に向けて専門職や行政機関と連携のもと住民主体で話し合う場
=「**小地域ケア会議**」の立ち上げ・運営を支援しています。



支援センターは
しています。

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症の方を地域で支えるまちづくりを目指し、「**認知症サポーター養成講座**」を開催しています。

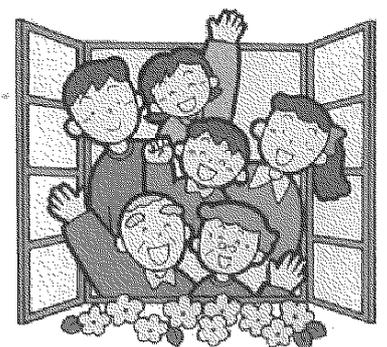
みなさんの権利を守ります。



- 財産の管理に関すること、高齢者の虐待の早期発見や防止に関する事など、高齢者を守ります。
- 成年後見制度の紹介や、消費者被害防止のため弁護士などの専門家とも連携をとりながら支援します。

こんな活動もしています!

- ▶ 高齢者の実態把握調査
- ▶ 要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者の把握調査
- ▶ 介護保険、各種保健・福祉サービスの説明や申請代行など

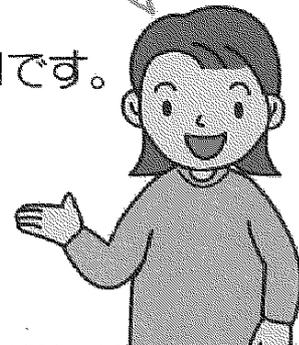


高齢者の総合相談窓口

相談は無料です

お気軽にご相談ください。

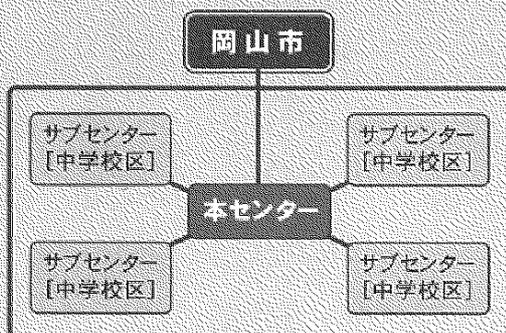
- 地域包括支援センターは公的な相談窓口です。
- 知り得た情報・秘密は厳守いたします。
- 来所だけでなく、電話や自宅にお伺いしてご相談をお受けいたします。



地域包括支援センターは、どこにあるの？

地域包括支援センターは下記の各福祉事務所所管区域にあり、より身近な相談窓口となるよう、小学校区ごとに地区担当職員を配置しています。また、出先機関として中学校区ごとに「サブセンター」を設置しています。

本センター	所在地	電話番号
岡山市北区中央 地域包括支援センター	北区鹿田町一丁目1-1 (岡山市保健福祉会館内)	086-224-8755
岡山市北区北 地域包括支援センター	北区谷万成二丁目6-33 (北ふれあいセンター内)	086-251-6523
御津分室	北区御津金川1020番地 (岡山市北区役所御津支所内)	0867-24-4611
岡山市中区 地域包括支援センター	中区桑野715-2 (岡山ふれあいセンター内)	086-274-5172
岡山市東区 地域包括支援センター	東区西大寺中二丁目16-33 (西大寺ふれあいセンター内)	086-944-1866
岡山市南区西 地域包括支援センター	南区妹尾880-1 (西ふれあいセンター内)	086-281-9681
岡山市南区南 地域包括支援センター	南区福田690-1 (南ふれあいセンター内)	086-261-7301



お近くの地域包括支援センター/サブセンターは、

【受付時間】 月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)
※ 緊急の場合は、時間外でも電話対応いたします。

担当課 高齢者福祉課 Tel. 803-1230 介護保険課 Tel. 803-1240～43

(平成23年4月現在)

成年後見制度



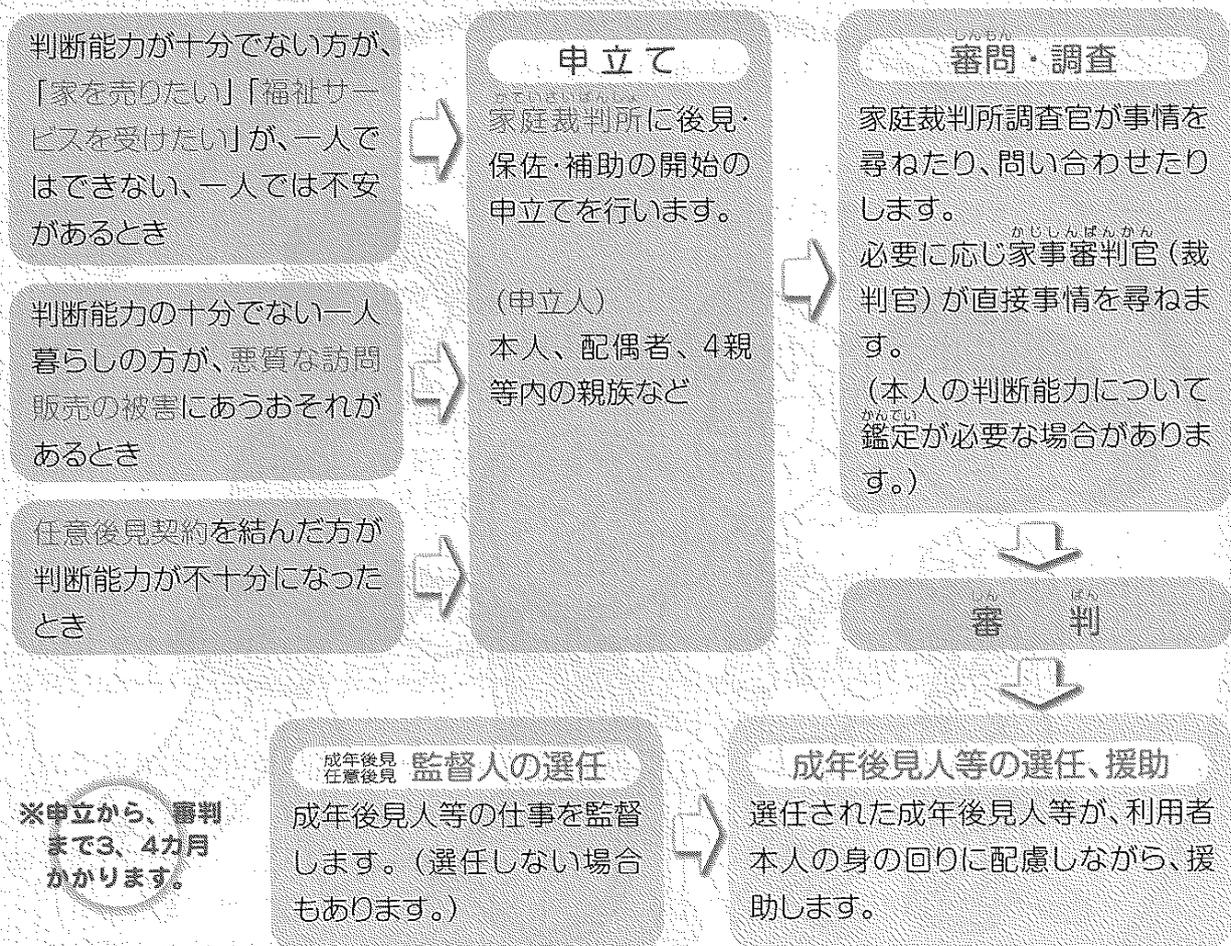
～判断能力が不十分な方の支援～

岡山市
(平成23年9月)

● 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力が十分でない方（認知症高齢者・知的障害者、精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が代わりに行うことにより、このような方の財産や権利を保護し支援する制度です。

手続きの流れ



新しい成年後見制度の特徴は

平成12年4月、民法の一部改正等により、従来の禁治産、準禁治産制度を改め、新しい成年後見制度が実施されました。その特徴は次のとおりです。

- 本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型に分けられました。
- 「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。
- 複数の後見人、法人の後見人も認められました。
- 戸籍への記載に代えて、「成年後見登記制度」が新しく設けられました。
- 身寄りのない人などのために、市長村長に法定後見開始の審判の申立権が与えられました。

● 法定後見制度とは

- ◎ すでに判断能力が十分でない状態にある方を保護し、支援する制度です。
- 法定後見人は、申立てにより、家庭裁判所が選任します。
- 本人の判断能力の程度により、成年後見人、保佐人、補助人の3種類に分けて選任されます。

	後見	保佐	補助
本人の判断能力	全くない	著しく不十分	不十分
援助者(法定後見人)	成年後見人	保佐人	補助人
申立てに対する本人の同意	不要	不要	必要

- 家庭裁判所に申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族などです。
※本人、配偶者、4親等内の親族などの申立てをする人がいない場合等には、市町村長も申立てをすることができます。
- 申立てに必要な費用は、印紙や診断書にかかる費用として1万5千円程度、鑑定料(補助の場合は不要)として5~10万円程度が必要となります。
- 法定後見人への報酬額は、後見事務の内容、資産等を考慮して家庭裁判所が決定します。
- 以前の禁治産宣告などの戸籍への記載に代えて、その内容等は登記所(東京法務局)に登録され、プライバシーが保護されます。
- 家庭裁判所は、必要に応じて「成年後見監督人」等を選任し、後見人等の事務の監督をさせます。

● 任意後見制度とは

- ◎ 現在、判断能力がしっかりしている方が、将来、自分の判断能力が不十分になったときに備えて利用する制度です。
- 将来、自分の後見人になってもらいたい人(任意後見受任者)を自らが選任し、その人と契約をしておきます。
- その契約(任意後見契約)は、公証人が作成する公正証書により作成します。
- 報酬や契約内容などもその契約の中で、本人と任意後見受任者の間で決めます。
契約解除も原則として自由です。
- 判断能力が衰えたとき、任意後見受任者が親族の方が裁判所に申立てを行います。
- 家庭裁判所は、任意後見監督人を必ず選任し、後見人の事務の監督をさせます。

詳しくは、以下の公証人役場にご相談下さい。

岡山公証人合同役場 岡山市北区中山下一丁目2-11 清寿会館ビル5階
電話 222-7537 FAX 232-7080

岡山公証センター 岡山市北区野田屋町一丁目7-17 千代田生命ビル4階
電話 223-9348 FAX 225-5874

● 成年後見制度に関するお問い合わせ

- 相談、申立て手続きの窓口(申立用紙なども置かれています。)
岡山家庭裁判所 岡山市北区南方一丁目8-42 電話 222-6771

- その他の相談窓口
(法律の専門家の方が相談にのってくれます。事前に電話で確認して下さい。)

財団法人 リーガルエイド岡山 高齢者・障害者支援センター

岡山市北区南方一丁目8-29 岡山弁護士会館内 電話 223-7899

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部

岡山市北区富田町二丁目9-8 岡山県司法書士会館内 電話 226-0470

- 岡山市の相談窓口

身寄りが無い等の理由で、申立人がいない場合は、市長が申し立てることもできます。また、市長申立てを行った方で、後見人等の報酬の負担が困難な方に対する助成制度があります。

市役所の相談窓口は下記のとおりです。

(お問い合わせ先) 福祉援護課 電話 803-1216 FAX 235-3711

高齢者福祉課 電話 803-1231

障害福祉課 電話 803-1235

保健管理課 電話 803-1251

各福祉事務所

岡山市北区鹿田町1丁目1-1
岡山市保健福祉会館内

● 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)

成年後見制度とは別に、判断能力が衰えた方の日常生活支援として、「日常生活自立支援事業」があります。

- 具体的なサービス内容

- 1 福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料支払い等
- 2 年金受領手続き、公共料金支払い手続き、それに伴う預金の出し入れなどの日常的金融管理サービス
- 3 預貯金の通帳、年金証書、実印などの預かりサービス

- 利用できる人

福祉サービスの利用について、自らの判断では適切な契約や福祉サービスの利用について不安のある高齢者や障害者の方で、本事業の契約の内容を理解できる方。

- 利用料

標準料金 1時間まで 1,100円 (生活保護受給者は無料)

- お問い合わせ先

岡山市社会福祉協議会 電話 225-4051 FAX 222-8621 (岡山市北区鹿田町1-1-1)

高齢者虐待防止の法律

高齢者が尊厳を保ち生きていけるように、平成18年4月から「高齢者虐待防止法・養護者支援法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行されています。

この法律では、高齢者虐待防止のため早期発見の重要性が指摘されており、虐待に関する通報は義務であるとともに、通報者個人の秘密は守られます。

虐待は誰にも起こりうる身近な問題です。

介護のこと、ご家族のこと、近所のこと、気になること、虐待かも？と思ったら

まずは、下記までご相談ください。

虐待を「しない」「させない」「ゆるさない」

みんなが安心して暮らせる岡山市をつくりましょう！

相談窓口

岡山市北区中央地域包括支援センター	(岡山市保健福祉社会館内)	TEL(086)224-8755
岡山市北区北地域包括支援センター	(北ふれあいセンター内)	TEL(086)251-6523
御津分室	(岡山市北区役所御津支所内)	TEL(0867)24-4611
岡山市中区地域包括支援センター	(岡山ふれあいセンター内)	TEL(086)274-5172
岡山市東区地域包括支援センター	(西大寺ふれあいセンター内)	TEL(086)944-1866
岡山市南区西地域包括支援センター	(西ふれあいセンター内)	TEL(086)281-9681
岡山市南区南地域包括支援センター	(南ふれあいセンター内)	TEL(086)261-7301
岡山市高齢者福祉課	(岡山市保健福祉社会館内)	TEL(086)803-1230

お近くの地域包括支援センター



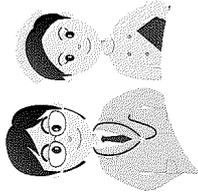
防ごう!! 高齢者虐待

ぎゃくたい

安心して暮らせる岡山市をつくるう!!



地域包括支援センター



身体的虐待

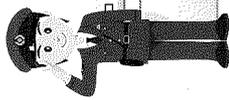
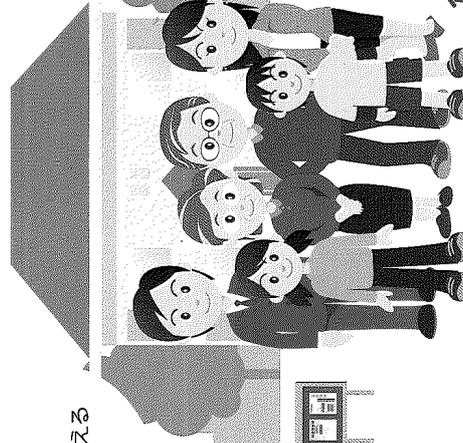
暴力をふるう
閉じ込める
縛りつけるなど

心理的虐待

言葉や態度で
精神的苦痛をあたえる
など

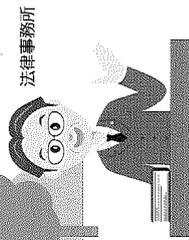
経済的虐待

財産や年金を勝手に使う
高齢者に使わせないなど



性的虐待

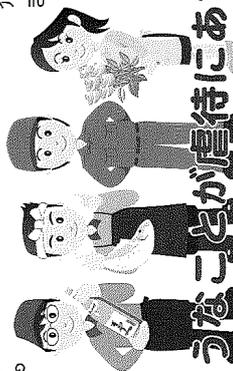
下半身を裸にして放置する
本人が嫌がる性的な行為や
その強要など



法律事務所

介護・世話の放棄・放任

介護や世話をしない
または、出来ないなど

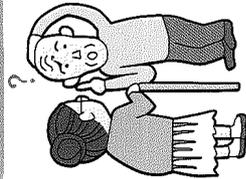


このようなことが虐待にあたります

知ってください 高齢者虐待!!

- Q** なぜ虐待が起こるの？
- A** 虐待が起こる背景はさまざまで、いくつかの要因が複雑にからみ合っています。「介護疲れ」「虐待する人とされる人との人間関係」「経済的困難」など、さまざまな原因があります。

虐待されている人の8割は認知症のある人



- Q** どのような人が虐待されているの？
- A** 家庭内で起こる高齢者虐待の約8割は「認知症」のある人です。介護者が認知症を理解できないために、混乱した行動や言動に対して叱りつけることも、虐待に繋がります。

がんばっている人ほど心配

- Q** どのような人が虐待をしてしまうの？
- A** 虐待をしてしまう人の半数以上は、「介護の協力者がいない、ひとりでがんばっている人」です。介護をひとりで抱え込まないで、勇気を出して相談することが、予防・解決への第一歩です。先が見えない介護、ひとりで悩まないで一緒に考えましょう。

虐待に気づいたら...

- Q** これは虐待かも...? としたらどうすればいいの？
- A** ひとりで悩まず、どんな小さなことでも裏面の相談窓口にご相談、ご連絡下さい。高齢者虐待の発見者には、通報義務があります。その際、情報提供された個人の秘密は守られます。(注1)

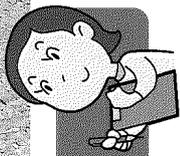
(注1)「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」による(4ページ参照)

～ご家族(介護者)の皆様へ～

虐待は無意識に行われています。一緒に見直してみませんか？

虐待をしている人の半数以上は、「虐待をしている自覚」がありません。次のことは虐待にあたります。ひとつでもあてはまる方は、勇気を出してご相談下さい。

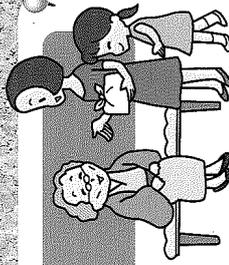
- たいいたり、つねったり、やけどをおわせたりする。(しつけなどの理由でも不可)
- ベッドから落ちないようにベッドに縛りつける。(他の理由でも不可)
- 徘徊を防ぐためや世間体が悪いなどの理由で、部屋に閉じ込めている。
- 無視したり、ののしったり、怒鳴ったり、悪口を言ったり、子ども扱いなどをする。
- 年金手帳、貯金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。または、使わせない。
- オムツを交換しない、受診させない、入浴させない、必要なサービスを利用させない、介護や世話をしない。または、出来ない。
- 人前でオムツを替えたり、しばらく裸のままにしていることがある。
- 水分や食事を十分に与えていない。空腹時間が長かったり、脱水症状がみられたりする。



～地域の皆様へ～

地域で虐待のさしを見つけてください

あなたのまわりに次のような高齢者や家庭はありませんか？たとえ、情報に自信がなくてもご連絡下さい。



- 家の中が汚く、ちらかっているようだ。最近ゴミを出していない。
- 高齢者を怒鳴る声などが昼夜を問わず聞こえてくる。
- 最近、高齢者の姿を見かけない。見かけても表情が硬くおびえている。
- 留守番が難しい高齢者がいるのに、介護者が長時間留守にしている。
- 高齢者が、肌を見せないようにしたり、肌を触られるのを嫌がる。「あざ」や「やけど」などの傷を隠そうとしている
- 汚れたままの衣類を着せられている。(家族はきれいな服の場合、特に注観)
- 介護が大変そうだけれど、介護サービスを利用していない。
- 訪問者を敷地や家の中へ入れようとしない。高齢者に会わせない。